

各 都道府県・指定都市・中核市

包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を
委託により実施する市町村への調査等について（依頼）

日頃より、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に向けて、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 6 年度社会・援護局主管課長会議資料において示したとおり、今年度、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を委託により実施する予定の市町村に対し、別添様式にて、同事業を委託する際の業務管理体制や委託業務の内容等に係る調査を行います。都道府県におかれては、管内市町村への周知をお願いいたします。

記

1 回答の流れ

（１）都道府県の場合

- ① 管内市町村のうち、今年度重層的支援体制整備事業を実施する予定である市町村であって、多機関協働事業を委託により実施する予定である市町村（指定都市・中核市除く）に、様式を配布して記入させ、都道府県宛提出させてください。
- ② 同市町村から提出された様式を、zip ファイル等にまとめてください。
- ③ メールにて、３の提出期限までに、４の提出先に提出してください。

（２）指定都市・中核市の場合

- 今年度重層的支援体制整備事業を実施する予定であって、多機関協働事業を委託により実施する予定である場合は、様式を記入し、メールにて、３の提出期限までに、４の提出先に提出してください。

2 留意事項

（１）都道府県の場合

管内の上記市町村から提出された様式を、zip ファイル等にまとめるにあたっては、「03_（参考）地方公共団体コード表」を参照の上、様式のファイル名の先頭に「全国地方公共団体コード＋市町村名」を記入してください。

（例）013374 七飯町 調査票

(2) 指定都市・中核市の場合

「03_（参考）地方公共団体コード表」を参照の上、様式のファイル名の先頭に「全国地方公共団体コード+市町村名」を記入してください。

(3) 共通

- 今年度重層的支援体制整備事業を実施する予定である市町村であって、多機関協働事業を委託により実施する予定である市町村については、市町村の委託先の管理体制等を確認するため、本調査への回答が、多機関協働事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に当たっての必要な手続きとなります。
- 今年度重層的支援体制整備事業を実施する予定である市町村であって、多機関協働事業を委託により実施する予定がない市町村は、本調査に回答する必要はありません。
- 回答内容によっては、個別にヒアリングを実施する場合があります。

3 提出期限

令和7年5月30日（金）（厳守）

4 提出先

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室

chiiki-kyousei@mhlw.go.jp

5 令和8年度以降の多機関協働事業に係る委託の取扱い

- 令和8年度以降の多機関協働事業に係る委託については、本調査で把握した実態等を踏まえて、委託を行う上で必要となる市町村の体制や委託が可能な業務の範囲等の例を同事業実施要綱でお示しする予定です。
- なお、先般、令和6年度社会・援護局主管課長会議資料の以下の記載については、支援プラン作成等の一部の業務を外部に委託している先行事例があることから、以下下線のとおり改めますので、ご了承ください。

<令和6年度社会・援護局主管会議資料（抄）>

第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

2. 重層的支援体制整備事業の適切な運用

- ④ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化
- この目的に照らせば、多機関協働事業、特に行政内部の庁内連携体制の構築や全体のマネジメント機能等は、行政ではない外部の事業者のみでは、上記の多機関協働事業の事業目的を達成することは困難であるため、原則として包括的な支援体制の整備主体である市町村が、その一部を外部に委託して実施する場合も含めて、責任を持って自ら多機関協働事業を実施すること（交付金の交付に際しては、多機関協働事業の全部を外部に委託することは認めないこと）とする。（同事業実施要綱の、同事業実施主体に係る規定の改正も行う。）

※ 資料掲載ページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52773.html

[担当]

厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

TEL：03-5253-1111（代表） 内線 2233・2289